

令和7年度 生活指導の方針及び計画

1 生活指導のねらい

学校生活の中で、心豊かにたくましく生きる力を育てる。

- ・ 基本的生活習慣の育成を図り、児童が自ら伸びようとする心を育てる。
- ・ 相手の立場を考え、思いやりの心を育てる。
- ・ 望ましい人間関係を築き、一人一人が生き生きとした活動ができるようにする。

2 生活指導の重点

1. 教育目標より

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神に基づき、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童、主体性・創造性に富んだ児童、他とともに生きる力を身に付けた児童の育成を目指し次のような、児童像を掲げる。

◎よく考える子(自ら考え、判断し、行動する主体性あふれる子どもを育てる)

○思いやりのある子(他とともに生きる人間性豊かな子どもを育てる)

○健康な子(病気に負けない体と豊かな心をもった子どもを育てる)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 自ら考え、判断し、行動する主体性あふれる児童を育成するために、「学力の確実な定着」を図る
- イ 他者と共に生きる人間性豊かな児童を育成するために、「思いやりの心」を高める教育を推進する
- ウ 病気に負けない体と豊かな心をもった児童の育成、健康教育及び生活指導の充実を目指す
- エ 保護者・地域の教育力を生かし、地域とともにある開かれた学校を目指す
- オ 川口中学校区の各学校（1中4小）が相互に連携し、小中の円滑な接続・連携を図る
- カ 特別支援教育コーディネーターを中心にした児童理解を推進し、いじめや不登校を未然に防止する

2. 指導の重点より（一部抜粋）

(2) 特色ある教育活動

ア 小中一貫教育

- ・「みそあじは」を小中共通生活指導事項とし、9年間を見据えた生活指導の推進を通して指導の一貫性を図り、心身ともに健全な児童・生徒を育成する。

(3) 生活指導・キャリア教育

ア 生活指導

- ・生活指導夕会（毎週金曜日）では、学校生活における児童の問題行動や不登校傾向にある児童の様子等を中心に報告し合い、全教職員で共通理解を深める。
- ・「川口小学校いじめ防止基本方針」に基づく児童の実態把握をもとに、いじめ対策委員会の定例化、地域や家庭との連携を強化し、いじめや不登校の解消を図る。
- ・校内における不登校児童の実態把握、ふれあい月間における指導項目の明確化、Q-U等の結果の有効活用、スクールカウンセラー、SSWを活用した相談体制を充実させる。
- ・SOSの出し方に関する教育を集会での全体指導と共に、各教科の年間指導計画へ位置付ける。
- ・様々な想定による避難訓練を計画的に実施し、防災に対する意識を高める。
- ・学年児童の発達段階や環境に応じたセーフティ教室（全）・交通安全教室（1・2年）・自転車安全教室（3・5年）・薬物乱用防止教室（6年）等を実施し、児童に健康・安全に対する意識を喚起させ、危険予知・危機回避能力を育成する。
- ・メディアリテラシー教育としてインターネット上での適切なコミュニケーションについて自ら考える授業を行い、想像力・判断力を養う。
- ・7月第1月曜日を「いのちの日」として教育長からのメッセージ、校長の講話を受け、各学級で命の大切さについて考える時間を設定する。（生と死の教育を含む）

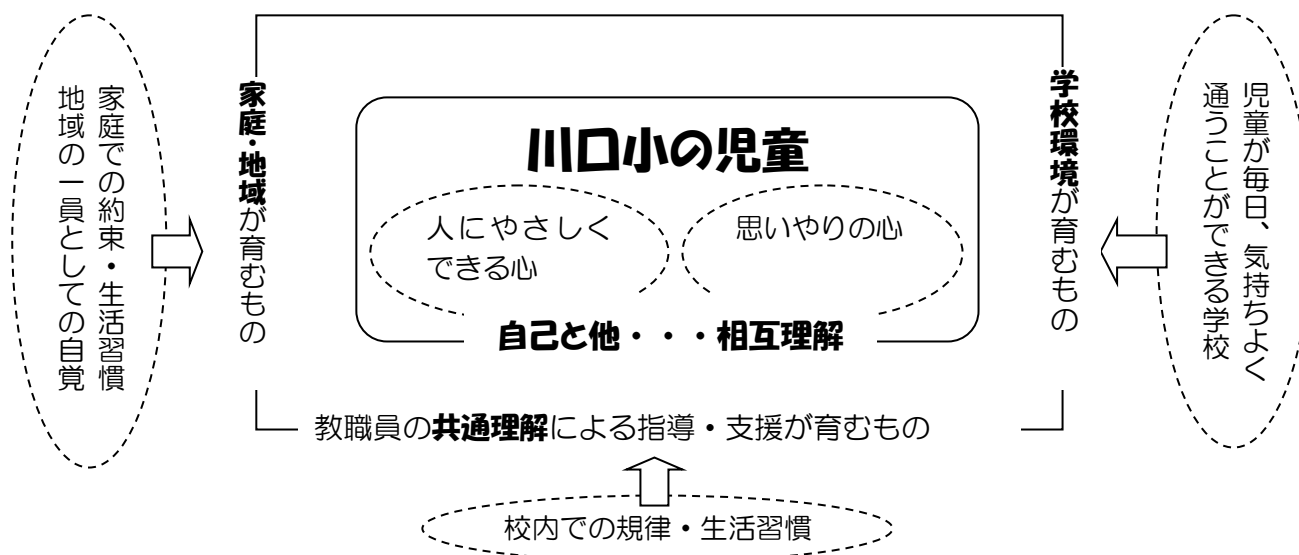
イ キャリア教育

- ・学級や学年における係活動や当番活動の充実、お店や工場・公共施設の見学や働く人達との触れ合い、幼稚園・保育園児との交流体験等を通して、望ましい勤労観・職業観を育成し、生涯にわたりよく生きようとする態度を培う。
- ・キャリアパスポートの活用を通して、各学年の進級・進学、卒業を前にした振り返り等を通し、児童に自らの生き方やよさを見つめさせる。

（１）本年度の生活指導における重点目標

自ら考え、判断し、行動する主体性あふれる子どもを育てる。

（２）重点目標達成のための構想図



３ 月別生活指導目標

月	目標（◎：今年度の重点目標との関連目標）	備 考
４月	きまりを守ろう（◎） 進んであいさつをしよう（◎）	・「川口小のやくそく」の指導 ・あいさつの習慣 職員室での入り方
５月	物を大切にしよう	・自分の物、クラスのもの、学校の物
６月	雨の日の過ごし方を考えよう	・梅雨の時期の過ごし方、安全
７月	やさしい言葉づかいをしよう（◎）	・他者理解
９月	友達と仲良くしよう（◎）	・思いやりの心、落ち着いて学習できる環境
１０月	力を合わせて仕事をしよう	・学校行事（展覧会）に向けて
１１月	外で元気よく遊ぼう	・心身ともに健康な体づくり
１２月	身の回りの整理整頓をしよう	・年末のまとめ
１月	人の話を最後まで聞こう（◎）	・他者理解
２月	ていねいな言葉づかいをしよう	・礼儀、正しい言葉づかい
３月	学校をきれいにしよう	・年度末のまとめ、進級、進学

４ 生活指導の基本方針

生活指導は全職員が共通理解のもとに実施し、個の問題は学校全体の問題として捉えて指導にあたる。

- ①一人一人の個性や能力を伸ばすために児童理解に努め、児童が将来への希望を持ち、充実した生活ができるように指導助言する。
- ②生活習慣について、「１０のやくそく」を基に、「川口小スタンダード」の実践を基盤とした指導を徹底し、６年間を見据えた生活指導を心掛ける。
- ③月別生活指導目標に合わせて、各学年、学級の実態に合わせた指導を実施する。
- ④毎週金曜日の生活指導夕会で、生活指導に関する情報を交換する。また、年２回の特別支援全体会

を実施し、配慮を要する児童を共通理解する。

⑤校内外の児童の問題行動について、予防及び早期発見に努め、発生した場合は速やかに対応する。

場合によっては教育相談やケース会議を活用し、生活指導部と特別支援委が連携して解決に努める。

⑥安全指導の徹底を図り、事故防止に努める。

5 仕事内容および分担

	仕 事	内 容	担当 (責任者)	担当 (サブ)
1	校内生活	◇生活全般 ・事故、問題等、発生時の対応 ・連絡・指導カードの印刷、配布。 ・終業式での生活指導 ・長期休業日の生活の作成と印刷 ・こころのアンケート実施、集計（6月、11月、2月）	副校長 生活指導主任	
		◇月別生活目標 ・生活目標印刷、掲示	生活指導主任	
		◇その他 ・靴箱、傘立て配置・移動（4月始業式まで）＊靴箱の表示は用務主事をお願いする ・引き取り人名簿配布（作成は各担任） ・「連絡・指導カード」の印刷、配布 ・「学校生活10のやくそく」「小中一貫教育の取組（みそあじは）」各クラスより回収（不足分は作成） ・生活当番の割り当て、表の作成と掲示 ・交通立ち番の割り当て、掲示 ・川口小スタンダードの印刷と配布 ・生活指導夕会の司会（毎週木曜日）	生活指導主任	
2	校外生活	◇生活全般 ・事故、問題等、発生時の対応 ・青少対への出席	副校長 生活指導主任	
3	安全指導	◇安全指導 ・全体計画と年間計画の見直しと作成、周知を図る ・月別安全指導の推進		
		◇安全点検 ・年間計画の作成 ・月別安全点検の推進		
		◇避難訓練 ・年間計画の作成 ・月別（定例）避難訓練の計画、実施 ・避難経路の提案と印刷 ・ヘルメット管理（回収、配布）		
		◇一斉下校訓練（5月1日（木）） ・計画、実施 職員会議 4月3日 ・地区班名簿の作成		
		◇引き渡し訓練（8月28日（木）） ・計画、実施 職員会議 6月25日 ・引き渡しカードの印刷、ファイルの作成 ・保護者向けのお知らせの作成と配布		
		◇セーフティ教室（6月7日（土）） ・計画、実施 職員会議 4月30日 ・次年度計画の渉外		
		◇交通安全 ・1、2年安全教室の計画、実施（4/22） ・3年自転車安全教室の計画、実施（10/16） ・5年安全教室計画・実施（12/5）		
4	その他	◇傘・貸し上履き・落とし物 ・管理、処分、洗剤購入		

		・名簿の準備 ・学期末に回覧、展示		
		◇清掃 ・清掃箇所の分担、清掃用具の点検と管理 ・大掃除週間、ワックスがけの呼びかけ		
		◇給食 ・給食指導年間計画（別紙）の作成 ・給食目標の指導 ・栄養士との情報交換		

体罰防止の方針と取組

【学校教育法 第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

1. 体罰禁止の考え方

体罰は、違法行為であるのみならず、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童・生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがある。もとより教員等は指導に当たり、児童・生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童・生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切な手段で懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

2. 懲戒と体罰の区分について

教員等が児童・生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、

懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童・生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

3. 体罰防止の取組

体罰の事例や処分資料も活用し、職員会議や職員夕会で校内の全教職員に体罰禁止の趣旨を徹底し、体罰の根絶と未然防止に努める。また、体罰防止セルフチェックシートを活用し、毎月の状況を管理職が把握する。更に、自己申告に伴う面接や体罰根絶に向けた面接で教員の体罰に関する意識について確認する。

(1) 体罰防止に関する教員研修の徹底

- ・全教員に対し、年度初めに体罰禁止の徹底を図る。
- ・服務事故防止月間4月・7月・8月・9月・12月は、資料等を活用しながら教職員の意識を高める。また、資料を活用して教員の意識を高める。

(2) 体罰をチェックする機能の強化

- ・毎身体罰防止セルフチェックシートを活用
- ・年間3回の自己申告面接で確認
- ・体罰等実態把握調査の継続実施
- ・スクールカウンセラー等を活用し、子供の声を受け止める相談体制の構築
- ・保護者からの相談体制を構築し早期対応

(3) 体罰を容認する風土を刷新するための取組

- ・体罰根絶の考え方の周知徹底
- ・保護者や地域へ学校公開や授業参観を実施